

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業関係業務委託企画提案評価基準

○審査項目、審査の視点、項目別配点

	審査項目	配点	審査の視点
1	業務遂行に対する評価	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県の観光資源に関する知識を十分に有しているか。 ・ 日本国内の自治体等と同種又は類似の業務を契約し遂行した実績があるか。 ・ 受託に際し十分な実施体制を有しているか。
2	提案に対する評価	60	<p>(1) 関係事務作業の実施に関すること (20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」について、事業趣旨を適切に把握しているか。 ・ 観光庁との調整業務について、適切に事業を執行することが見込めるか。 ・ 高付加価値化部会及びワーキンググループの運営について、県内外の多様な関係者を巻き込み、本事業を推進できる内容となっているか。 <p>(2) マスタープランの改定に関すること (20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形エリアにおけるマスタープランの内容について適切に理解しているか。 ・ 仮設ターゲットの検証方法は現実的かつ実現可能性が見込めるものか。 ・ 新たなKPIの検討及びモニタリングの実施については、多様な関係者を巻き込み、地域として効果的な指標を掲げる内容となっているか。 <p>(3) ブランディングに関すること (20点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブランディングに向けた取組みを主体的に推進する体制となっているか。 ・ 多様な関係者を効果的・効率的に巻き込む内容となっているか。
3	工程管理	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託期間満了日まで無理なく確実に業務を遂行できるとともに、業務の趣旨に沿った効果的な活動スケジュールの提案となっているか。
4	経費積算の妥当性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の積算内容に妥当性はあるか。(積算について不備があるなど、明らかに不適切と認められる場合は、当該提案者は選定の対象としない。)
	合計	100	